

農地中間管理事業の推進に関する基本方針

平成26年3月26日

宮崎県農政水産部地域農業推進課

(現・農業経営支援課)

1 宮崎県農業の現況及び展開・生産方向について

本県は、温暖多照の気象条件や平坦地から山間高冷地までの恵まれた立地条件などを活かして、畜産、施設園芸などを中心とした集約的農業が展開されている。

また、野菜や畜産物の多くの品目は、全国有数の生産量を誇り、生産額ベースの食料自給率では全国1位を堅持するなど、我が国の食料供給地域の一翼を担うとともに、本県の基幹産業として地域経済の発展にも大きく寄与している。

しかしながら、本県農業を支えてきた「昭和一桁世代」の農業者のリタイアが本格化していく中で、近年のすう勢では、今後10年間に、主業農家が現状の7割程度に減少すると予測されており、高齢化の進行や非農家への相続による耕作放棄地の増加、耕地利用率の低下など生産構造の脆弱化とともに、集落機能の低下が懸念されている。

さらに、生産分野においては、野菜、畜産物の多くが一次産品として大消費地市場などの県外向けに出荷されており、産業の付加価値が県内に還元されない素材供給型の産業形態となっている。

今後、本県農業を新たな成長産業へと転換するためには、意欲ある「担い手」を明確にし、農業生産を支えている農地や施設等を確実に継承・集積することにより、農業資源のフル活用を図り、効率的かつ収益性の高い経営体を育成する必要がある。

また、個別経営体と農業法人や生産組織・集落営農組織との産地間連携、県域を越えた広域連携、さらには農業と外食産業等との産業間連携を積極的に推進することで、経営規模の拡大や生産性の向上のみならず、農業を核とした新たな雇用と付加価値を創出する地域の基幹産業として、みやざき農業の自立と発展に向けた力強い生産構造への転換を目指す必要がある。

2 本県における農地施策の取組方針について

農業生産の最も基礎的な資源である農地については、市町村、農業委員会、公益社団法人宮崎県農業振興公社（以下、「県公社」という。）、並びに農地利用集積円滑化団体（以下、「円滑化団体」という。）である農業協同組合及び町公社の取組により、認定農業者等の担い手への集積を図る。

また、耕地利用率の向上による農地のフル活用を促進するため、新規需要米（飼料用米・WC S用稲等）や焼酎原料用米の作付拡大等の生産振興と一体的な水田裏作の有効活用、畑地かんがい施設を活用した加工・業務用野菜の作付拡大及びハウス団地や畜産団地など農地の利用目的に応じたゾーニングをしっかりと展開することにより、担い手への面的集積を促進する。

さらに、農地の円滑な継承を支援する情報システム化を推進するため、県公社や農業委員会、宮崎県土地改良事業団体連合会等の関係機関における農地地図情報システムの整備推進と情報内容の拡充や共有化を図るとともに、出し手、受け手農家情報の一元化・共有化による農地の円滑な利用集積を推進する。

遊休農地については、農業委員会を核に実態把握に努め、農業振興地域内で活用すべ

きと判断した遊休農地については、地域と一体となった解消対策に取り組む。

以上のことについて、今般、設置する農地中間管理機構（以下、「機構」という。）を活用した農地流動化対策を各関係機関・団体と一体的に取り組むことにより、担い手への農地の利用集積を加速化していくこととする。

3 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

- (1) 機構を担い手への農地集積・集約化と耕作放棄地の発生防止・解消を進める中核的な事業体と位置づけ、関係機関との連携を密にして、最大限に活用する。
- (2) 各市町村における人・農地プランの作成・見直しと極力連動させることにより、効率的かつ効果的に推進する。
- (3) 農地中間管理事業は、県が平成26年度から実施する農地中間管理機構支援事業の実施において、農地の利用集積及び遊休農地の実態把握及び解消対策に取り組む県及び地域の体制の在り方等を定めた要綱等において位置づける「宮崎県農地中間管理機構支援事業実施方針」を踏まえ、事業を実施するものとする。

4 効率的かつ安定的な農業経営を営むものが利用する農用地の面積の目標

	現在（平成25年度）	目標年度（平成35年度）
耕地面積（①）	68,500 h a	68,500 h a
うち担い手が利用する面積（②）	35,072 h a	54,800 h a
（国の要請目標）	(30,143 h a)	(61,650 h a)
認定農業者	8,487 経営体	※ 8,100 経営体
うち個人	7,856 経営体	7,600 経営体
うち法人	631 経営体	※ 631 経営体 （平成32年度県長期計画目標：500経営体）
集落営農	126 組織	※ 170 組織
認定就農者	32 経営体	※ 50 経営体
基本構想水準達成者	111 経営体	認定農業者へ誘導
今後育成すべき農業者	2,063 経営体	認定農業者へ誘導
②／①	51 %	80 %
（国の要請目標）	(44%)	(90%)

※ 目標数値については、第七次宮崎県農業・農村振興長期計画の目標年次（平成32年度）における数値等を基本として記載しており、平成26年度に中間管理事業の事業検証等を踏まえて、見直しを行う予定。

※ 平成35年度の担い手への農地集積率については、国の要請目標である90%についても、本県の目標を前倒しして実現し、これに上積みする形で取り組む。

5 農地の中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

	現在（平成25年度）	目標年度（平成35年度）
各担い手の利用する団地 （連続して作業ができる圃場） の平均面積 ※1	—	2～3倍程度
遊休農地面積	※2 1,588 h a	318 h a
うち 再生可能	※2 1,098 h a	220 h a
うち 再生不能	※2 490 h a	98 h a
耕地利用率	※3 107.6 %	※4 124.1 %

※1 機構が貸付けを行っている農業者のデータで把握するものとする。

※2 平成24年度荒廃農地の発生・解消状況に関する調査（農業振興地域内）による。

※3 平成24年度国農林水産統計による。

※4 第七次宮崎県農業・農村振興長期計画の目標年次（平成32年度）における数値

なお、目標については平成26年度の中間管理事業の事業検証等を踏まえて、見直しを行う予定。

6 農地中間管理事業の実施方法

- (1) 機構から全ての市町村（農業委員会含む）に、その同意を得て業務委託するとともに、農地利用配分計画の案の作成を求めることを基本とする。
- (2) これまで地域の農地集積を担ってきた全ての農業協同組合については、その同意を得て、農地中間管理機構の業務を委託し、農地の利用集積を強力に推進する。
- (3) 町公社、土地改良区、民間企業等については、その能力・実績等を考慮して、業務委託を行う。

7 農地中間管理事業に関する啓発普及

人・農地プランの作成・見直しのプロセスにおいて、地域の関係者に機構の活用方法等について、周知徹底を図る。

8 地方公共団体、機構、日本政策金融公庫、農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)の連携及び協力

県又は機構が中心となって、県、市町村、機構、日本政策金融公庫、農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)のほか、農業関係団体、経済関係団体から成る連携・協力会議を設け、密接な連携・協力の下に機構の活用を図る。

9 市町村段階の円滑化団体との連携

機構は、農地中間管理事業の実施にあたっては、円滑化団体及び農業委員会との十分な連携の下に実施するものとする。

また、市町村段階の円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を実施する場合にあっては、その指導・助言等に努めるものとする。

10 地域の連携体制の構築について

中間管理事業の実施にあたっては、市町村ごとに農業経営基盤強化促進法に基づく権利移動を担う市町村、円滑化団体及び農地のあっせん事業を担っている農業委員会等で構成する地域連携体制を構築し、地域における農地の利用・調整の方向性についての協議を行い、各関係機関・団体の役割分担を明確にした上で、実施するものとする。

11 その他

農地中間管理事業の推進に関する基本方針は、担い手構造の展望の変化や農地中間管理事業の事業検証等を踏まえ、必要に応じて、見直すものとする。